

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1 7.1.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。（第1部の規定による。） 7.1.3 通電部及び接続 通電部は、通常使用に対し、必要な機械的強度及び通電容量をもたなければならない。（第1部の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1 4.3 4.3.1	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条4 回路遮断器の特性 4.1 特性の概要 適用する場合、回路遮断器は、次の特性をもたなければならない。 ー 回路遮断器の形式 ー 主回路の定格値及び限界値、等 4.3 主回路の定格値及び限界値 4.3.1 一般 回路遮断器の定格値は、規定の値でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.3.6	4.3.6 短絡特性	
				4.3.6.2	4.3.6.2 定格短絡遮断容量	
				4.3.6.2.1	4.3.6.2.1 一般 定格短絡遮断容量は、回路遮断器が規定の試験電圧値に相当する商用周波回復電圧、及び次の定格短絡容量に一致する値以下の全ての短絡電流値を遮断できなければならない。 ー 交流の場合、規定する力率以上	
				附属書1	附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形回路遮断器	
				箇条7	箇条7 構造及び性能に関する要求事項	
				7.1	7.1 構造に関する要求事項	
				7.1.2	7.1.2 引出形回路遮断器 引出形回路遮断器の主回路の断路用接点及び補助回路の断路用接点は、断路位置において、製造上の誤差、摩擦による寸法変化などについて考慮した上で、断路機能のための規定及び要求事項に適合する断路距離をもたなければならない。	
				7.2	7.2 性能に関する要求事項	
				7.2.1	7.2.1 操作条件	
				7.2.1.1	7.2.1.1 投入	
				7.2.1.1.4	7.2.1.1.4 直接動力操作による投入	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.2.1.1.6	<p>動力操作投入機構は、投入動作中測定された供給電圧が定格制御回路電源電圧の規定の範囲内で、かつ、交流では定格周波数に維持されているとき、無負荷から定格投入容量までの間のいかなる条件下においても、回路遮断器を確実に投入できなければならない。</p> <p>7.2.1.1.6 エネルギー蓄積形の投入</p> <p>この閉路機構のタイプは、無負荷から定格投入容量までの間のいかなる条件下においても、回路遮断器に電流を確実に投入できなければならない。</p>	
				7.2.2	7.2.2 温度上昇	
				7.2.2.5	7.2.2.5 補助回路	
					補助装置を含む補助回路は、規定の温度上昇限度を超えることなく、熱電流を通電できなければならない。	
				附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形回路遮断器	
				箇条7	箇条7 構造及び性能に関する要求事項	
				7.2	7.2 性能に関する要求事項	
				7.2.1	7.2.1 操作条件	
				7.2.1.2	7.2.1.2 開路	
				7.2.1.2.4	7.2.1.2.4 過電流引外しによる開路	
					引外し装置は、過負荷引外し電流設定値のいずれの値に対しても、設定値の±10%の精度で回路遮断器を引外し	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				<p>附属書JA</p> <p>JA.6</p> <p>JA.6.2</p> <p>JA.6.2.1</p> <p>JA.6.2.1.1</p> <p>JA.6.2.2</p> <p>JA.6.2.3</p>	<p>しなければならない。</p> <p>附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付回路遮断器</p> <p>JA.6 単相3線式中性線欠相保護機能の構造及び動作に関する要求事項</p> <p>JA.6.2 過電圧検出装置の動作特性</p> <p>JA.6.2.1 過電圧引外し</p> <p>JA.6.2.1.1 動作過電圧</p> <p>単相3線式中性線欠相保護付回路遮断器は、規定の試験を行ったとき、動作過電圧の値が定格不動作過電圧の値を超え、かつ、定格動作過電圧の値以下で、動作しなければならない。</p> <p>JA.6.2.2 周囲温度の変化及び電源電圧の変動に対する動作過電圧</p> <p>単相3線式中性線欠相保護付回路遮断器は、規定の試験を行ったとき、動作過電圧の値が定格不動作過電圧の値を超え、かつ、定格動作過電圧の値以下で、動作しなければならない。</p> <p>JA.6.2.3 周囲温度の変化及び電源電圧の変動に対する不動作過電圧</p> <p>単相3線式中性線欠相保護付回路遮断器は、規定の試験を行ったとき、動作してはならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				JA.6.2.4	JA.6.2.4 最大過電圧引外し 単相3線式中性線欠相保護付回路遮断器は、規定の試験を行ったとき、定格過電圧動作時間以下で動作しなければならない。なお、単相3線式中性線欠相保護付回路遮断器は、瞬時的な過電圧で動作してはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	附属書1 箇条7 7.1 7.1.2	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形回路遮断器 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.2 引出形回路遮断器 引出機構には、回路遮断器の主接点が開の場合にだけ、断路用接点の切離し又は再接続が可能なインタロックを取り付けなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.7 4.7.3	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条4 回路遮断器の特性 4.7 引外し装置 4.7.3 過電流引外しの電流設定 可調整引外し装置付きの回路遮断器に対しては、電流設定は、引外し装置上又はその目盛上に表示しなければな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書1 箇条7 7.1 7.1.2 7.2 7.2.1 7.2.1.1 附属書O O.4	らない。製造業者は、回路遮断器の状態によらず、ディスプレイを読むための方法を提供しなければならない。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形回路遮断器 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.2 引出形回路遮断器 引出機構には、断路用接点の位置を明確に示す信頼性のある表示装置を取り付けなければならない。 7.2 性能に関する要求事項 7.2.1 操作条件 7.2.1.1 投入 回路遮断器内に蓄積エネルギーを保持している場合には、蓄積機構がエネルギーを完全に蓄積していることを表示する手段がなければならない。 附属書O 瞬時引外し回路遮断器 (ICB) O.4 製品情報 ICBは、規定に従って表示をしなければならない。 定格短絡投入容量及び定格短絡遮断容量を指定する場合には表示しなければならない	
第 四 条	供用期間中における安全機	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形回路遮断器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	能の維持	であるものとする。		箇条8 8.3 8.3.3 8.3.3.4 8.3.3.4.5	箇条8 試験 8.3 形式試験 8.3.3 試験シーケンスI：一般性能特性 8.3.3.4 機械的操作及び開閉耐久性能の試験 8.3.3.4.5 引出形回路遮断器に対する無通電開閉耐久性能の追加試験 規定の試験後、断路用接点、引出機構及びインタロックは、継続使用に対して支障があってはならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 箇条7 7.1 7.1.10.2	箇条6 標準使用、取付け及び輸送条件 6.1 標準使用条件 この規格に適合する装置は、周囲温度、湿度等が規定の状態の下での動作が可能でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.10.2 保護接地端子 保護接地端子は、さびに対して適切に保護しなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるも	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条8	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 附属書1 JISC 60364 低圧電気設備規定対応形回路遮断器 箇条8 試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		のとする。		8.3	8.3 形式試験	
				8.3.2	8.3.2 一般試験条件	
				8.3.2.6	8.3.2.6 短絡試験の試験条件	
				8.3.2.6.7	8.3.2.6.7 短絡試験後の検証	
					規定の遮断容量試験の後、次の事項を満足しなければならない。 － 回路遮断器に接続した導体の絶縁物は、損傷があってはならない。	
				8.3.4	8.3.4 試験シーケンスⅡ：定格使用短絡遮断容量	
				8.3.4.5	8.3.4.5 温度上昇の検証	
					主端子は試験後、温度上昇は、規定の値以下でなければならない。	
				附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形回路遮断器	
				箇条7	箇条7 構造及び性能に関する要求事項	
				7.1	7.1 構造に関する要求事項	
				7.1.1	7.1.1 一般	
					絶縁材料の部品は、装置内で電氣的影響による熱的ストレスを受ける場合、異常過熱及び火災によって悪影響を受けてはならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げ	■該当 □非該当		第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>る措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>		<p>附属書2</p> <p>箇条7</p> <p>7.1</p> <p>7.1.1</p>	<p>附属書2 在来電気設備規定対応形回路遮断器</p> <p>箇条7 構造及び性能に関する要求事項</p> <p>7.1 構造に関する要求事項</p> <p>7.1.1 一般</p> <p>装置の操作部は、定格絶縁電圧に対し、充電部から絶縁しなければならない。また、適用する場合には、定格インパルス耐電圧に対しても充電部から絶縁しなければならない。</p>	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	<p>二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>箇条7</p> <p>7.1</p> <p>7.1.10</p> <p>7.1.10.1</p> <p>7.1.10.2</p> <p>7.1.11</p>	<p>箇条7 構造及び性能に関する要求事項</p> <p>7.1 構造に関する要求事項</p> <p>7.1.10 保護接地に関する規定</p> <p>7.1.10.1 構造に関する要求事項</p> <p>露出導電部は、電氣的に相互接続し、かつ、接地電極又は外部保護導体に接続するための保護接地端子に接続しなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>7.1.10.2 保護接地端子</p> <p>導電性構造物、エンクロージャなどをもつ装置の場合、必要に応じて、装置の露出導電部と接続導体の金属シースとの間で、導通を確実にする手段を講じなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>7.1.11 装置のエンクロージャ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.1.11.1	7.1.11.1 設計 金属のエンクロージャの固定部は、装置のほかの露出導電部と電氣的に接続して、それらを接地するか又は保護導体の端子へ接続しなければならない。 エンクロージャの取外し可能な金属部品は、定位置に配置しているときには、いかなる事情にかかわらず、接地端子を接続する部品から絶縁してはならない。（第1部の規定による。）	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書2 箇条8 8.3 8.3.3 8.3.3.3	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 附属書2 在来電気設備規定対応形回路遮断器 箇条8 試験 8.3 形式試験 8.3.3 試験シーケンスIa：一般性能特性 8.3.3.3 耐電圧性能試験 製造業者が定格インパルス耐電圧値を指定していない場合、規定の試験に従って、絶縁耐力試験に耐えなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.2 7.1.2.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.2 材料 7.1.2.1 材料の一般要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		他の措置が講じられるものとする。			絶縁材料の部品は、装置内で電气的影響による熱ストレスを受ける場合、異常過熱及び火災によって悪影響を受けてはならない。（第1部の規定による。）	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条8 8.3 8.3.3 8.3.3.7 附属書2 箇条8 8.3 8.3.3 8.3.3.7	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形回路遮断器 箇条8 試験 8.3 形式試験 8.3.3 試験シーケンスI：一般性能特性 8.3.3.7 温度上昇の検証 規定の試験後、温度上昇値は、規定の限度値以下でなければならない。また、樹脂等の溶融によって、装置の外部に危害及び損傷を与えるおそれがあることはない。 附属書2 在来電気設備規定対応形回路遮断器 箇条8 試験 8.3 形式試験 8.3.3 試験シーケンスIa：一般性能特性 8.3.3.7 温度上昇の検証 規定の試験後、温度上昇値は、規定の値以下でなければならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	防止	等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		7.1.8 7.1.8.1	7.1.8 端子 7.1.8.1 構造的要求 規定の締め付け試験において、導体又は端子のいずれも有害な損傷を受けてはならない。(第1部の規定による。)	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.3 箇条8 8.2 8.2.4 8.2.4.2 8.2.7 8.2.7.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.3 通電部及び接続 通電部は、通常使用に対し、必要な機械的強度をもたなければならない。(第1部の規定による。) 箇条8 試験 8.2 構造に関する要求事項に対する適合性 8.2.4 端子の機械的及び電気的特性 8.2.4.2 端子の機械的強度の試験 規定の機械的強度の試験中、締付具及び端子部には、緩みが生じてはならない。また、損傷が発生してはならない。(第1部の規定による。) 8.2.7 金属電線管の電線管引張試験、トルク試験及び曲げ試験 8.2.7.1 引張試験 規定の引張試験後、入口に関する電線管の位置ずれは、深さより少なく、また、エンクロージャの継続使用を損なう	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.2.7.2	<p>ような損傷があってはならない。(第1部の規定による。)</p> <p>8.2.7.2 曲げ試験</p> <p>規定の曲げ試験後、エンクロージャの継続使用を損なうような明らかな損傷があってはならない。(第1部の規定による。)</p>	
				8.2.7.3	<p>8.2.7.3 トルク試験</p> <p>規定のトルク試験後、電線管を緩めることができなければならない。また、エンクロージャの継続使用を損なうような明らかな損傷があってはならない。(第1部の規定による。)</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条7 7.1 7.1.5 附属書1 箇条8 8.3	第1部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形回路遮断器 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.5 操作する人の安全のための要求事項 手動で操作する手段の近傍からしゃく(灼)熱化した溶融物を放出するような、いかなる通路及び開口部があってはならない。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形回路遮断器 箇条8 試験 8.3 形式試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.3.3 8.3.3.7 附属書2 箇条8 8.3 8.3.3 8.3.3.7	8.3.3 試験シーケンスI：一般性能特性 8.3.3.7 温度上昇の検証 規定の試験後、樹脂等の溶融によって、装置の外部に危害及び損傷を与えるおそれがあるとはならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形回路遮断器 箇条8 試験 8.3 形式試験 8.3.3 試験シーケンスIa：一般性能特性 8.3.3.7 温度上昇の検証 規定の試験後、樹脂等の溶融によって、装置の外部に危害及び損傷を与えるおそれがあるとはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		それがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.7 7.1.7.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7 断路（アイソレーション）に適した装置に対する追加要求 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことができないような構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.7 7.1.7.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7 断路（アイソレーション）に適した装置に対する追加要求 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことができないような構造でなければならない。（第1部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.2 7.2.1 7.2.1.4	の規定による。) 7.2 性能に関する要求事項 7.2.1 操作又は動作条件 7.2.1.4 電圧引外し装置の動作範囲 開路用電圧引外し装置は、引外し動作中に計測した電圧引外し装置の電源電圧が定格制御回路電源電圧の70～110%の間にあつて、また、交流の場合には定格周波数であるとき、装置のあらゆる動作条件の下で引外しができなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.7 7.1.7.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7 断路（アイソレーション）に適した装置に対する追加要求 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことができないような構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.8	箇条4 特性 4.8 短絡保護装置（SCPD）との協調 製造業者は、SCPDとの協調をする場合には、装置又は装	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条7 7.1 7.1.8 7.1.8.2	置内で用いる短絡保護装置の形式又は特性、及び短絡保護装置を含めて指定した使用電圧で適合する最大推定短絡電流を示さなければならない。(第1部の規定による。) 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.8 端子 7.1.8.2 接続容量 開閉器の端子は、規定した公称断面積の電線を確実に接続できなければならない。(第1部の規定による。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書F F.2.1 F.2.2 F.2.2.2	第1部の第十七条に該当する規定によるほか、次による。 附属書F 電子式過電流保護機能を備えた回路遮断器の追加要求事項 F.2.1 一般 F.2.2 電磁両立性 (EMC) 試験 F.2.2.2 性能基準 イミュニティ試験の結果は、規定の性能基準に基づいて評価し、試験後規定の負荷をかけたとき、回路遮断器は製造業者の時間－電流特性に適合しなければならない。また、監視機能がある場合、回路遮断器の状態を適切に示さなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.3 7.3.3 7.3.3.2 7.3.3.2.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.3 電磁両立性 (EMC) 7.3.3 エミッション 7.3.3.2 電子回路を搭載する装置 7.3.3.2.1 高周波エミッションの限界 電子スイッチング回路を搭載する装置から発生する継続的な高周波エミッションは、CISPR11に基づき、個別規格で規定する限界を超えてはならない。(第1部の規定による。)	
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.2 附属書JA JA.4 JA.4.1	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条5 製品情報 5.2 表示 回路遮断器は、耐久性のある方法で次の事項を表示しなければならない。 ー製品情報 ー製品情報 (続き) 附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付回路遮断器 JA.4 表示 JA.4.1 単相3線式中性線欠相保護機能付であることの表示 単相3線式電路の中性線欠相時に回路を遮断する機能が	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				JA.4.2	<p>ある場合に、例えば、“単3中性線欠相保護付”と表示する。</p> <p>JA.4.2 過電圧検出リード線の表示</p> <p>過電圧検出リード線又は引出し部近傍の見やすい位置に“N”を表示する。</p> <p>この表示は、取り付けるときに見えなければならない。</p>	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 （電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。） 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 8201-2-1：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—